

双葉町の道しるべを申し上げます

1. 双葉町・町民は国、福島県、東京電力と協力し、双葉町民の一日も早いふるさとへの帰還を目指します。
 - (1) 双葉町・町民のふるさとへの帰還にあたっては、人の健康の観点から国、福島県、東京電力と協力し、徹底した放射能の除去に取り組みます。
 - (2) 双葉町・町民がふるさとに帰還するにあたっての放射能除去の目標値は、国際放射能防護委員会（ICRP「2007年勧告」）の示す一般住民の年間積算被ばく線量の上限1ミリシーベルトとします。

 2. 双葉町・町民は国、福島県、東京電力と協力し、双葉町・町民の一日も早いふるさとへの帰還を目指し、以下の取り組みをします。
 - (1) 双葉町・町民のふるさとと双葉町への帰還の目標を暫定的に30年後とし（汚染物質である放射性セシウムの半減期が約30年であることから、双葉町への帰還居住は暫定的に30年後とする）その期間中、2011年3月11日以前の生活保障に取り組みます。
 - (2) ここで言う生活保障とは以下のことを指します
 - イ. 家族の営みや生活を成り立たせる仕事及び住居
 - ロ. 健康な生活、就学、医療の手当てなどが保障される生活環境
 - ハ. ふるさとを奪われた過酷な状況の中での生活文化の継承

 3. 双葉町・町民は国、福島県、東京電力と協力し、2011年12月16日に事故の収束が宣言された東京電力福島第一原子力発電所事故について、人の健康の観点から徹底した事実解明に努めます。
 - (1) 双葉町・町民、国、福島県、東京電力は福島原発事故の全ての情報を共有します。
 - (2) 東京電力及び国は、福島原発事故の収束を宣言したことに基づき、双葉町・町民が原子炉からの新たな放射性物質漏出に脅かされないことを確約する。
 - (3) 東京電力及び国は、2011年3月11日より後に漏出した放射性物質が福島原発事故の収束宣言した東電福島第一原発敷地内に存在する場合には、帰還する双葉町・町民の健康の観点から速やかに撤去する。
- 以上について取り組みます。

平成 25 年 1 月 4 日

双葉町長 井戸川 克隆